

議案第 70 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 19 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 12 年杉並区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 122 の 6 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表の 122 の 7 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。